

## 田辺市人権尊重のまちづくり条例について



令和6年10月22日(火)  
企画部人権推進課

# 世界人権宣言

(1948 (昭和23) 年12月10日 第3回国連総会にて採択) 抜粋

## 第1条

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

## 第2条第1項

「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」

# 日本国憲法

(1947 (昭和22) 年5月3日施行) 抜粋

## 第11条 (基本的人権の享有)

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

## 第14条第1項 (法の下での平等)

「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」

# 田辺市民憲章

平成17年10月1日制定

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

1. 豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくります。
2. 歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくります。
3. スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくります。
4. 人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくります。
5. 時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくります

# 田辺市総合計画の基本理念

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」



平成19年3月策定



平成29年7月策定

# 国内の人権をめぐる状況

- 同和問題に対する誤った認識による差別
- 女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者、性的少数者等に対する差別や暴力
- 疾病等に起因する差別や暴力
- インターネット上における誹謗中傷等、  
新たな課題も顕著になっている。

# 人権に関する主な法律の動き

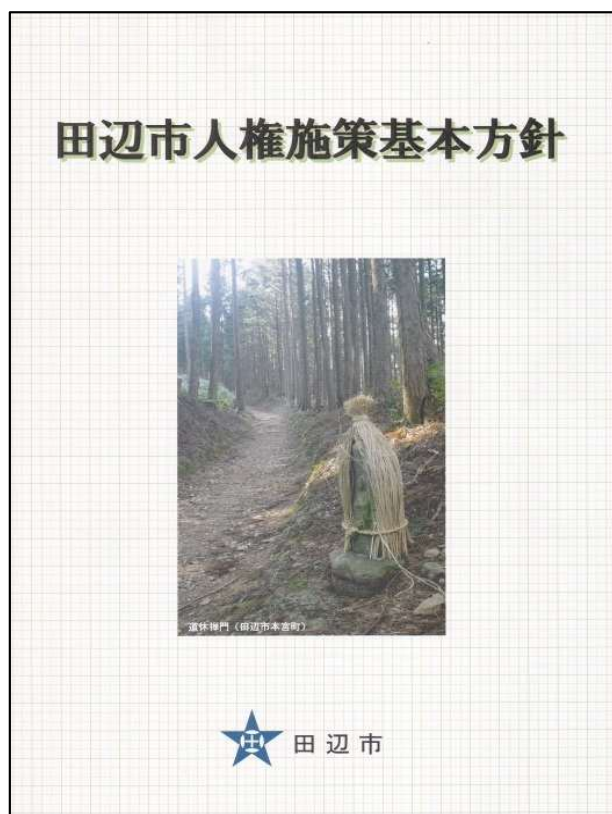
## 【人権三法の制定】

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」  
(障害者差別解消法) 平成28年4月1日施行
- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」  
(ヘイトスピーチ解消法) 平成28年6月3日施行
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」  
(部落差別解消推進法) 平成28年12月16日施行

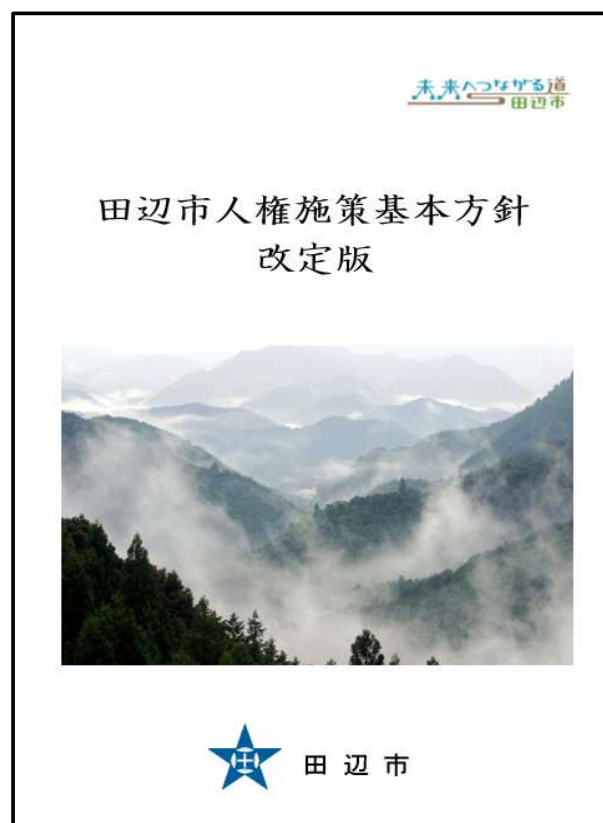


# 田辺市人権施策基本方針の策定

「一人ひとりの尊厳と、人権尊重の精神が脈打つ人権施策」



平成19年3月策定



平成31年3月策定

改定版策定に係る協議  
懇話会 5回  
小委員会 9回  
全庁的な意見聴取 3回  
パブコメ 1回



# 田辺市人権尊重のまちづくり条例

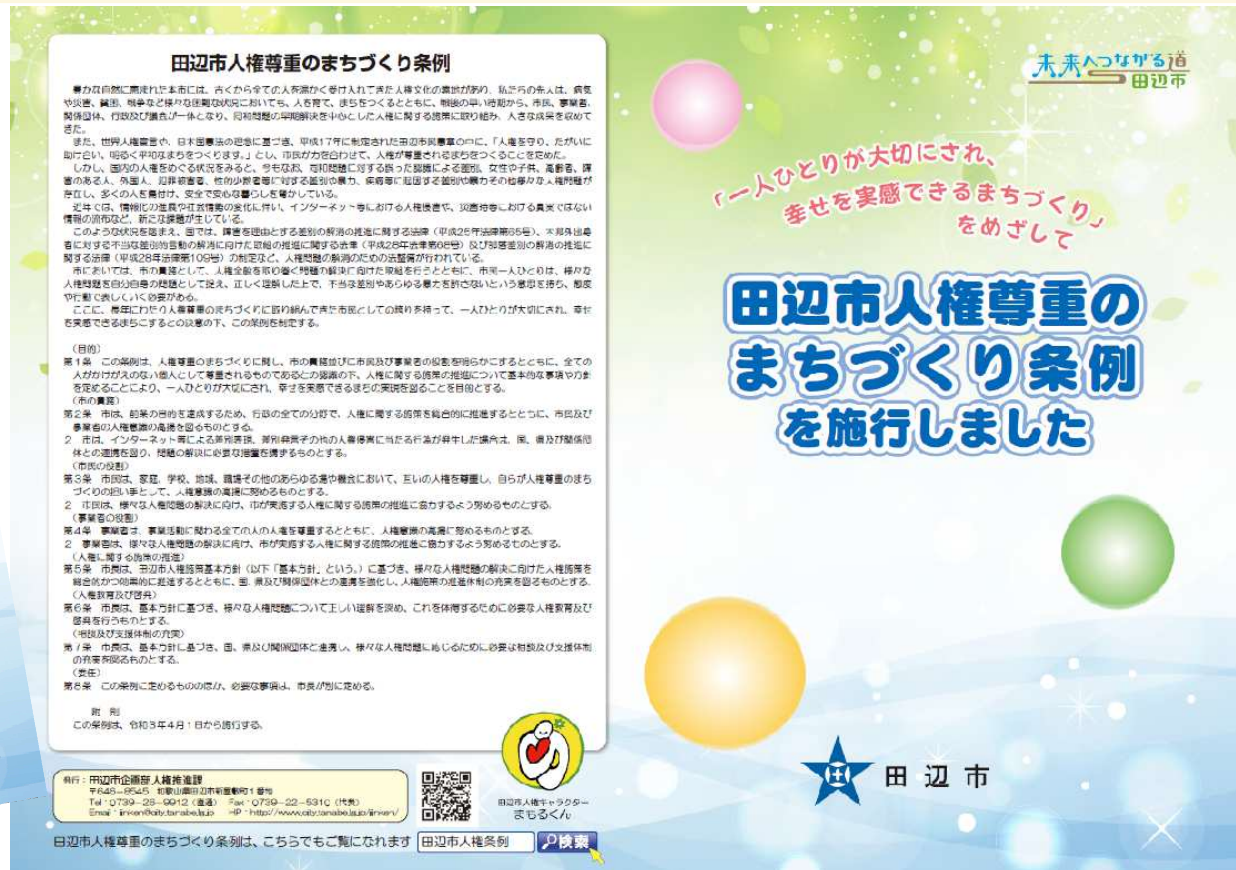
施行日：令和3年4月1日

## 目的

「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現



ポスター



条例リーフレット

# 条例制定の経過①

## 平成30年度 第5回懇話会（平成31年3月）

「人権の尊重をより強固なものとするため条例を制定しては」  
との提案がある。

## 令和元年度



## 第1回懇話会（令和元年8月）

条例の必要性や目的を検討するため小委員会を設置



## 第2回懇話会（令和2年3月）

「条例は市民にわかりやすく、前文には、市民の想いを込めたものとし、**全ての人権課題を包括した理念条例**とする」ことを全会一致で決定

懇話会2回、小委員会2回 実施



## 令和2年3月24日 懇話会会長及び副会長から市長へ報告

「**一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち**」

を市民と行政が一体となってめざしていきたい。

# 条例制定の経過②

## 令和2年度

田辺市人権施策推進本部を設置し、条例の素案を作成。  
全庁的に意見聴取を行う。



懇話会及び小委員会において素案の審議を重ねる。



令和2年9月 素案に対する市民意見の募集。

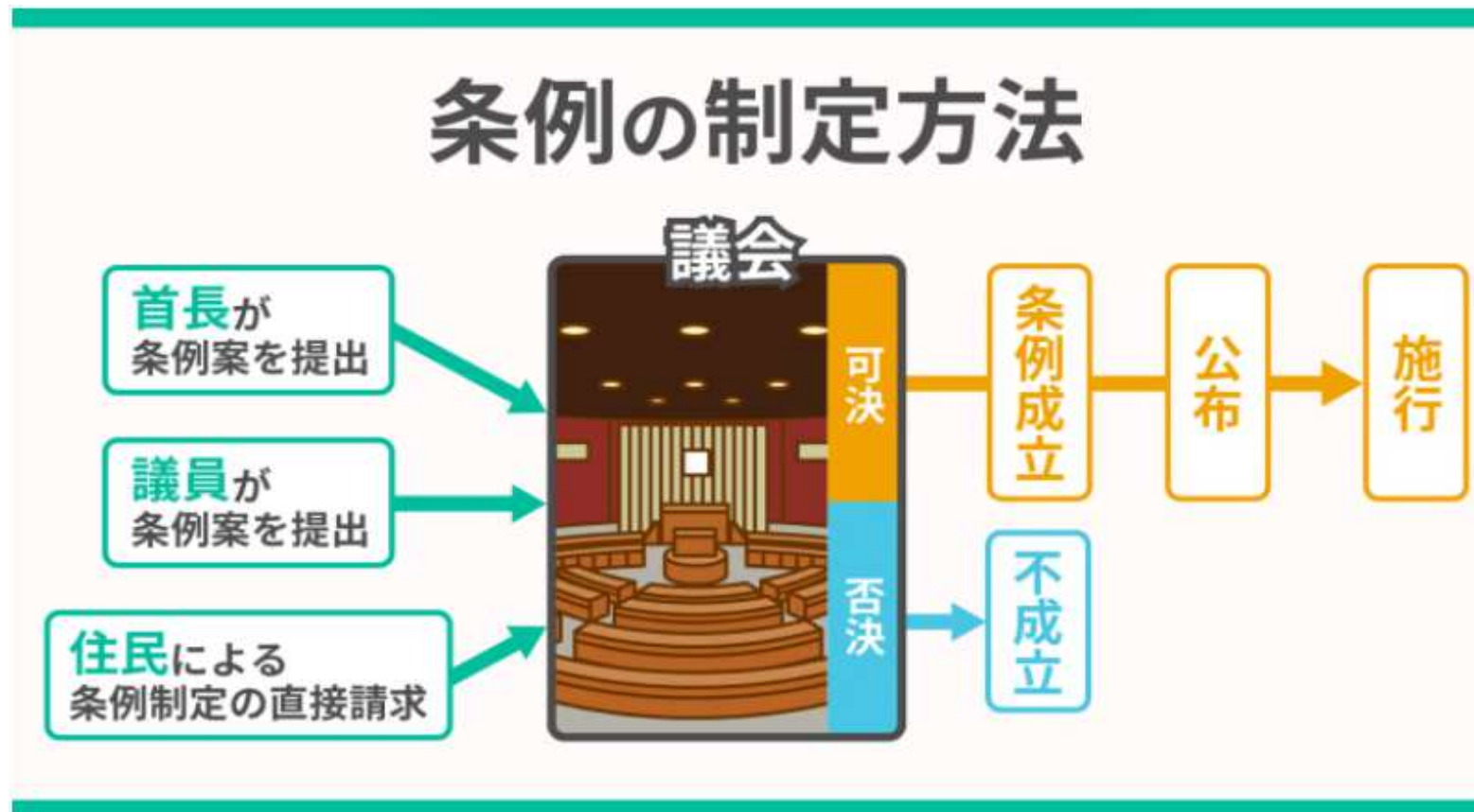


市民意見を踏まえながら、推進本部並びに懇話会において、  
素案の調整を行い、条文化する。

**懇話会2回、小委員会2回、推進本部からの意見聴取3回、パブコメ1回 実施**

**「田辺市人権尊重のまちづくり条例(案)」を、令和3年3月定例  
市議会の議案として提出。本会議にて全会一致で可決される。**

# 条例の制定方法は



- 条例の制定には、条例案を議会に提出し、議会の議決を経る手続きが必要です。
- 議会にて出席議員の過半数の賛成を得ることで、条例が成立します。
- 成立した条例は、首長によって公布（住民へ周知）され、その後施行（実際に効力が生じること）されます。
- なお、条例の効力は、原則として、その自治体の区域内に限られます。（属地主義）

# 人権教育啓発推進懇話会・推進本部との協議

| 開催日                  | 懇話会                                              | 開催日                 | 推進本部（人権推進課）                                                             |
|----------------------|--------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年度<br>H31. 3. 27 | 第5回懇話会<br>・「市民の機運の高まりを感じる中で、<br>今こそ人権条例の制定を」と提案  |                     |                                                                         |
| 令和元年度<br>R1. 8. 28   | 第1回懇話会<br>・条例検討のため小委員会を設置                        |                     | <div>2年間にわたる協議<br/>懇話会 4回<br/>小委員会 4回<br/>全庁的な意見聴取 3回<br/>パブコメ 1回</div> |
| R1. 11. 18           | 第1回小委員会<br>・条例の必要性や目的等について協議                     |                     |                                                                         |
| R2. 2. 3             | 第2回小委員会<br>・条例は、人権課題全般を包括した理念<br>条例とすることを全会一致で決定 |                     |                                                                         |
| R2. 3. 5             | 第2回懇話会<br>・条例の方向性や必要性について承認                      |                     |                                                                         |
| R2. 3. 24            | 市長へ懇話会の結果を報告                                     |                     |                                                                         |
| 令和2年度<br>R2. 7. 31   | 第1回懇話会<br>・条例骨子案の協議と小委員会の設置                      | 令和2年度<br>R2. 4. 22  | 推進本部を設置し、条例骨子案について全<br>庁的に周知                                            |
| R2. 9. 4             | 第1回小委員会<br>・条例素案の協議                              | R2. 7. 13           | 条例骨子案について全庁的に意見聴取                                                       |
| R2. 11. 9            | 第2回小委員会<br>・条例案の協議                               | R2. 9. 14<br>～9. 28 | パブリックコメント実施<br>（条例素案に対する市民意見募集）                                         |
| R2. 11. 19           | 第2回懇話会<br>・条例案の承認                                | R2. 10. 26          | 条例素案について全庁的に意見聴取                                                        |
| R2. 11. 30           | 市長へ懇話会の結果を報告                                     |                     |                                                                         |
| R2. 12. 10           | 市議会正副議長へ条例制定のお願い                                 | R3. 2. 26           | 3月議会へ議案提出                                                               |



# 田辺市人権教育啓発推進懇話会委員

## 選出団体

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 田辺市議会           | 田辺市身体障害者連盟     |
| 田辺市企業人権推進協議会    | 田辺市男女共同参画推進員   |
| 田辺市公民館連絡協議会     | 田辺市男女共同参画連絡会   |
| 田辺市三地区連絡協議会     | 田辺市PTA連合会      |
| 田辺市自治会連絡協議会     | 田辺市民生児童委員連絡協議会 |
| 田辺市小・中学校校長会     | 田辺市老人クラブ連絡協議会  |
| 田辺市生涯学習(人権)推進員  | 一般公募者          |
| 田辺市人権擁護連盟       | 学識経験者          |
| 田辺人権擁護委員協議会田辺部会 | 計 28人          |

# 「立法事実」があるかどうか

立法事実とは、**条例の目的と手段を基礎付ける社会的な事実**（データー、市民の意識など）をいいます。

立法事実は、条例の必要性や正当性を根拠付ける重要なものです。なぜ、自治体が限られた経営資源の中で、条例を制定してまで対応する必要があるのか。

また、それが正当か、市民に対する説明責任を果たすため、説得力のあるデーターと説明が求められます。

## 条例化の必要性・正当性を裏付ける4項目

- 1 害悪などの解決すべき課題かどうか、他の自治体との比較
- 2 人権侵害など大きく取り上げられた事件
- 3 条例のない状況下で、これまでの対策に限界があるか
- 4 他の自治体の取組状況や、条例がなければ取組めない理由



# 条例の特色

## 基本方針に基づく、人権課題全般を包括した理念条例

- ①同和問題（部落差別）
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障害のある人の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦感染症・難病の人の人権
- ⑧犯罪被害者等の人権
- ⑨刑を終えて出所した人の人権
- ⑩情報と人権
- ⑪災害と人権
- ⑫環境と人権
- ⑬性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権
- ⑭労働者の人権
- ⑮自殺・自死遺族
- ⑯生活困窮者の人権・ホームレスの人権
- ⑰人身取引（トラフィッキング）
- ⑱アイヌの人々の人権
- ⑲北朝鮮当局による人権侵害問題

**総合的に人権施策を推進し、「人権の尊重」をより強固に**

# 条例の分類

- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ① 権利・義務・規則に関する条例 | (例) 田辺市情報公開条例など        |
| ② 重要な自治体組織に関する条例 | (例) 田辺市職員定数条例、事務分掌条例など |
| ③ 住民の負担の根拠を定める条例 | (例) 田辺市手数料条例など         |
| ④ 公の施設の設置管理条例    | (例) 田辺市図書館条例など         |

- 以上の4つについては、地方自治法やその他の法律により、条例を制定することが必須とされています。

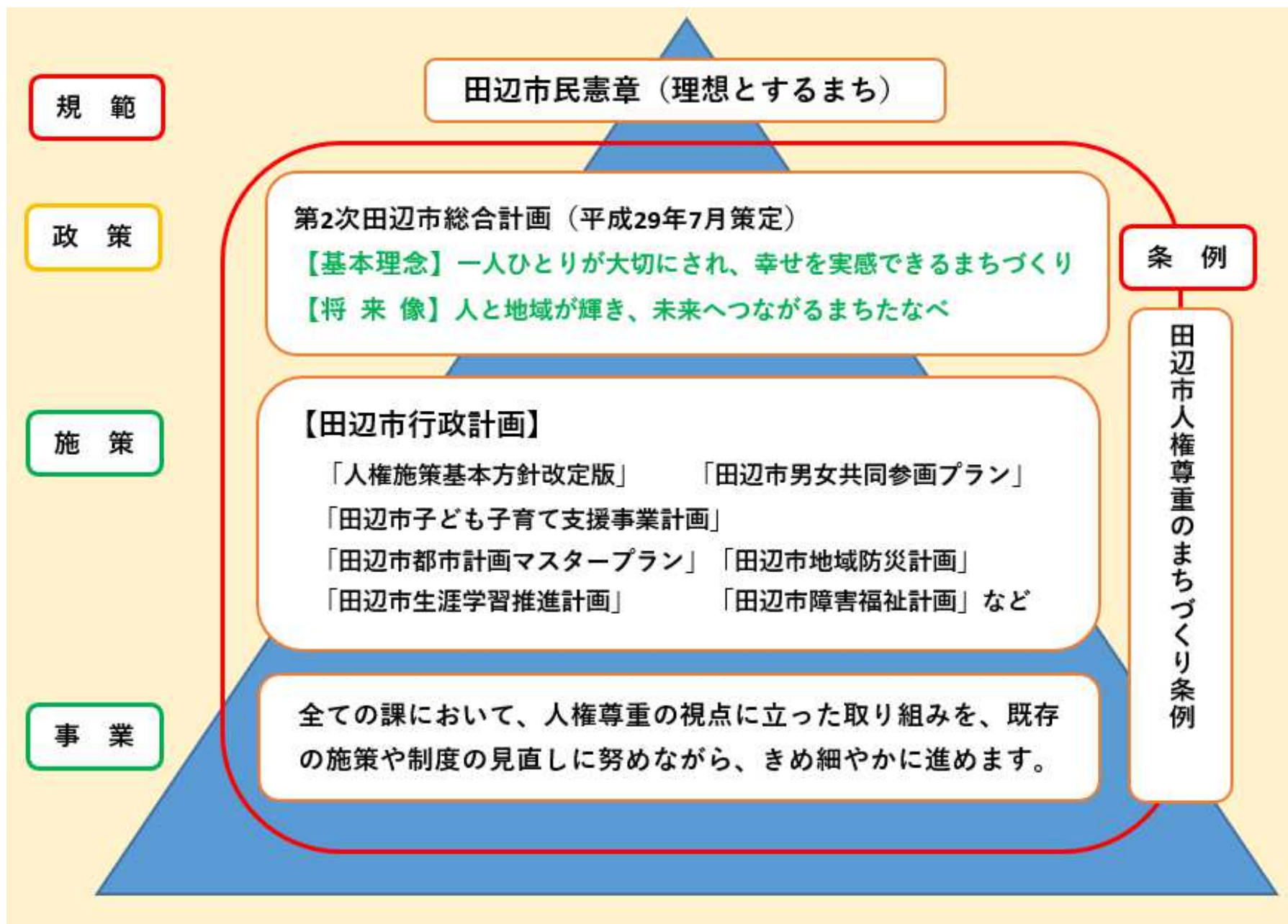
- |                  |                                       |
|------------------|---------------------------------------|
| ⑤ 政策に関する条例(理念条例) | (例) 田辺市紀州梅酒による乾杯及び梅干しの普及に関する条例、手話言語条例 |
|------------------|---------------------------------------|

- 必ずしも条例の制定は必要ではないが、政策の内容を明確にし、議会の議決を経て自治体の意思とするための条例

「田辺市人権尊重のまちづくり条例」は、⑤の理念条例になります。

一番大切なことは、市民と行政の協働で、私たちが創り上げてきた条例だと思えること。

# 田辺市の政策体系図



# 条例の構成(前文)

## ①前文に市民の想いを込めるものとした

- 条例の「核」とも言える重要な部分で、条例の趣旨がわかりやすく伝わるものとした。

## ②他の地方公共団体にはない田辺市の特色を明示

- 田辺市には、古くから全ての人を温かく受け入れてきた人権文化の素地がある。
- 戦後の早い時期から、市民、事業者、関係団体、行政及び議会が一体となって、人権尊重のまちづくりに取り組んできた誇りある経過がある。（田辺市人権擁護連盟や人権尊重委員会の取組）

# 条例の構成(前文)

## ③市の責務を明示

- 市は、人権全般を取り巻く問題の解決に取り組むこと。

## ④市民の役割を明示

- 市民は、様々な人権問題を自分自身の問題として捉え、正しく理解し、差別や暴力は許さないという態度や行動を表していくこと

## ⑤「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」 の実現をめざしていく決意を明示

# 目的（第1条）

## 「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現

- 日常生活の中で、人権を尊重することが当たり前のような状態となり、全ての人がかけがえのない個人として尊重される、豊かで住みよいまちの実現を図る。



# 市の責務（第2条）

- 行政の全ての分野で、人権施策を総合的に推進
- 市民及び事業者の人権意識の高揚を図る
- 国、県、関係団体と連携し、インターネット等による差別行為の解消に必要な措置を実施



# 市民/事業者の役割（第3・4条）

## 「市民」

- お互いの人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手として、人権意識を高めるように努める
- 市が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加に協力する



## 「事業者」

- 事業活動に関わる全ての人の人権を尊重した活動に努める
- 市が実施する講演会や研修会、啓発活動への参加に協力する

# 人権に関する施策の推進（第5条）

- 田辺市人権施策基本方針に基づき、様々な人権問題の解決に向けた人権施策を総合的かつ効果的に推進する
- 国、県及び関係団体との連携を強化し、人権施策の推進体制の充実を図る



# 人権教育及び啓発（第6条）

様々な人権問題について正しい理解を深め、  
これを体得するために必要な人権教育及び啓発を実施

- 人権問題は、誤解や偏見、無関心など、人権について正しく理解していないことが原因となり、発生する場合があります。
- 一つひとつの人権問題を正しく学ぶことにより、全ての人権問題の正しい理解へ繋げていきます。
- 人権全般に共通する視点と、分野別の人権課題に対する視点の両方を組み合わせ、人権意識の高揚を図ります。

# 人権教育・啓発用DVDの貸出し



※人権推進課では、多数の人権教育・啓発用DVDの貸出を行っています。

ご家庭でご視聴いただいたり、企業、団体等の研修にもご活用ください。

詳しくは、人権推進課までお問合せください。

※田辺市人権推進課のホームページから、人権教育・啓発用DVDの一覧表をご覧くださいことができます。



田辺市人権DVD

検索

人権推進課  
TEL0739-26-9912

# 相談及び支援体制の充実（第7条）

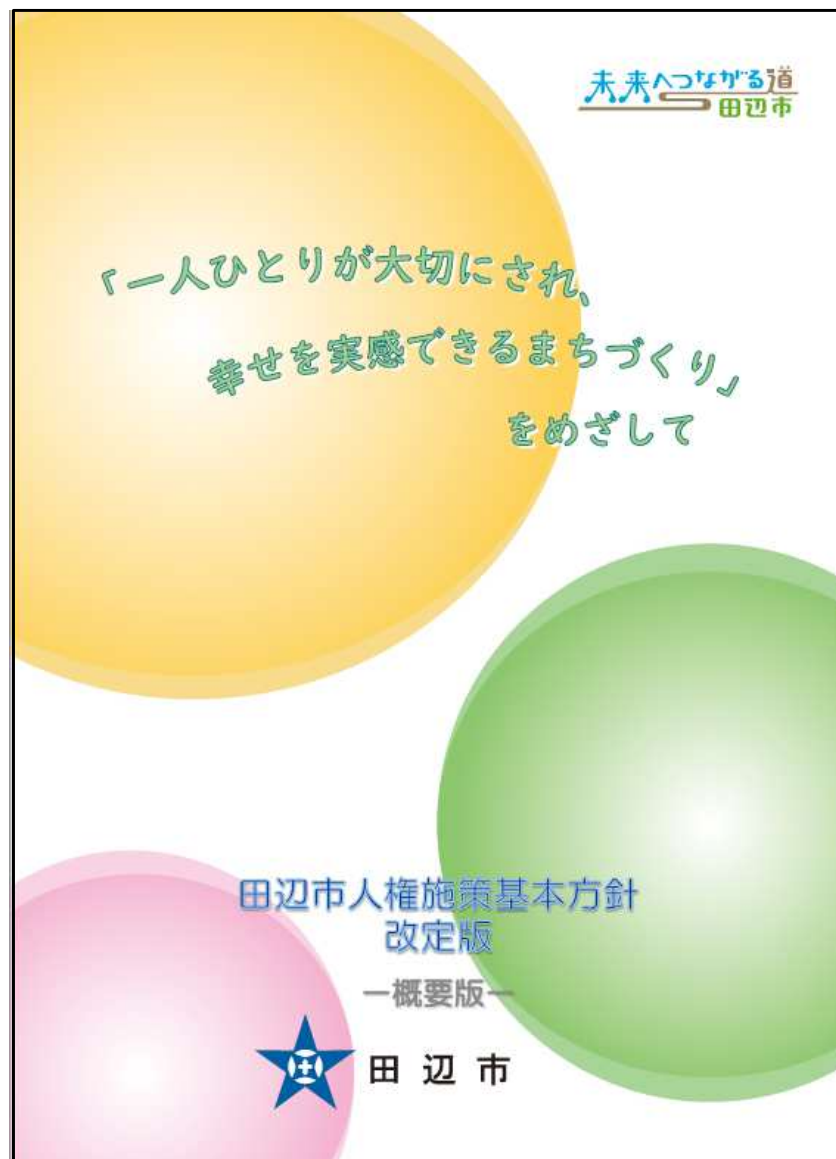
国、県及び関係団体と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実を図る

- 本市では、同和問題、女性や子ども、高齢者、障害のある人に関する相談や、子育て、いじめ、不登校、ひきこもり等に関する相談など、各種相談窓口を設置しています。
- 人権問題は、多種多様化しており、誰もが安心して気軽に利用できる相談窓口の充実に努めます。





# 田辺市人権施策基本方針改定版(概要版)



令和2年3月作成

人権に関わる主な相談窓口

| 相談内容               | 名称                                  | 相談日・時間                          | 電話番号                                      |
|--------------------|-------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------|
| 人権                 | 和歌山地方方法務局田辺支局                       | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-22-0698                              |
|                    | 田辺市人権擁護課<br>(田辺市役所 人権推進課内)          | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-9912                              |
|                    | 弁護士による市民法律相談(面接)<br>(田辺市役所 自治振興課)   | 毎月3回～4回(要予約)                    | 0739-26-9911                              |
| 子ども                | 和歌山県紀南児童相談所                         | 月～金(祝日を除く)<br>9時00分～17時45分      | 0739-22-1588                              |
|                    | 子育て相談<br>(田辺市役所 健康増進課)              | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-4901                              |
|                    | 子育てテレホン相談<br>(田辺市地域子育て支援センター“まあい”)  | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-22-9285                              |
|                    | 家庭児童相談<br>(田辺市役所 家庭児童相談室)           | 月～金(祝日を除く)<br>9時00分～17時00分      | 0739-26-4926                              |
|                    | 不登校・教育相談<br>(田辺市教育研究所)              | 月～金(祝日を除く)<br>9時00分～16時30分      | 0739-25-1511                              |
|                    | 田辺市いじめホットライン<br>(田辺市教育委員会 学校教育課)    | 月～金(祝日を除く)<br>9時00分～16時00分      | 0739-26-3224                              |
|                    | 田辺市いじめ相談ダイレクトメール                    | 毎日24時間                          | ijime110@city.tanabe.lg.jp                |
| 女性                 | 女性電話相談<br>(田辺市役所 男女共同参画推進室)         | 月～金(祝日を除く)<br>9時00分～12時00分      | 0739-26-4919                              |
| DV(ドメスティック・バイオレンス) | DV被害者支援センター(紀南DVセンター)               | 毎日24時間                          | 0739-24-3322                              |
| 障害のある人             | 田辺市役所やすらぎ対策課 障害福祉室                  | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-4902<br>shougai@city.tanabe.lg.jp |
|                    | 障害児・者相談支援センターゆめふる                   |                                 | 0739-26-4923                              |
| 高齢者                | 介護相談<br>(田辺市役所 やすらぎ対策課 地域包括支援センター)  | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-9906                              |
| 健康                 | 一般健康相談<br>(田辺市役所 健康増進課)             | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-4901                              |
|                    | ひきこもり相談<br>(田辺市役所 健康増進課)            | 月～金(祝日を除く)<br>8時30分～17時15分      | 0739-26-4933                              |
| 外国人                | 田辺市国際交流センター                         | 月・水・木・金(祝日を除く)<br>9時00分～16時00分  | 0739-33-9019                              |
| 消費生活               | 市民消費生活相談<br>(田辺市役所 自治振興課)           | 月・火・木・金(祝日を除く)<br>13時00分～16時00分 | 0739-26-9911                              |
| 若者                 | 若者総合相談<br>(若者サポーステーション With You 南紀) | 月～金(祝日を除く)<br>10時00分～17時00分     | 0739-24-0874                              |

どこに相談すればいいのかわからない場合は、Tel: 0739-26-9912 田辺市役所 人権推進課に、まずご連絡ください。【相談日・時間: 月～金(祝日を除く) 8時30分～17時15分】





# 同和問題に取り組んだ 遺産を正しく引き継ぐ

# 同和問題(部落差別)とは

同和問題とは、日本の長い歴史の中で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、様々な面で差別を受けるといふ、わが国固有の人権問題です。

## 同和問題の歴史①

### ●明治維新と解放令

明治維新によって徳川幕府が終わり、明治政府は、明治4年に、「解放令」を公布しました。

江戸時代までの身分制度は廃止され、これまで差別を受けていた人々は制度上は平等となりましたが、差別をなくすための積極的な政策が行なわれなかったため、その後も、人々の差別意識は強く、差別が解消されることはありませんでした。

## 同和問題の歴史②

### ●差別撤廃に向けて全国水平社が創立

大正11年に、差別を受けていた人々が団結し、「全国水平社」が創立されました。

この時に出された水平社宣言は、日本最初の人権宣言といわれ、「**人の世に熱あれ、人間に光あれ**」という言葉で結ばれています。

全国水平社は、西光万吉をはじめ、阪本清一郎、駒井喜作らが中心となり結成に導かれました。

“**人間はいたわるべきものではなく、尊敬すべきもの**”と掲げた水平社の精神は、長年、差別を受けていた人々の心を強く掴み、差別からの解放を願う運動として全国に広がっていきましたが、時代は戦争へと向かい、水平社運動は、第二次世界大戦という荒波にのみ込まれていきました。



▲創立メンバー。左から平野小剣、米田富、南梅吉、駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、桜田規矩三

# 水平社宣言

(じんかん)

人の世に熱あれ、人間に光りあれ



昭和36年6月13日撮影  
じんけん擁護50年記念誌より

旧田辺市では、昭和24年10月に、西光さんを迎えて人権尊重の懇談会が開催され、翌年の昭和25年6月に、市議会の決議により、人権擁護の市民組織として、田辺市人権擁護連盟を創立しました。

※写真（旧）田辺市人権擁護連盟10周年記念講演会の講師として再び招待された時の西光万吉氏

# 水平の人 栗須 七郎翁の信念

栗須 七郎 1882（明治15）年～1950（昭和25）年

西光万吉と共に、和歌山県などの水平社結成のために尽力しました。栗須七郎の行動は、次のような信念に基づいていました。

①部落差別は、江戸時代に作られた身分制度に起因するものであるから必ず取り除くことができる。

②世の中には、差別（女性問題、農民問題、障害者問題、労働問題等）、に苦しんでいる人たちが多く存在する。それらの問題解決のために、共に行動すべきである。

③学ぶことは自己を向上させるばかりではなく、社会の矛盾を解明できる力となる。

また、朝鮮の人たちに対する差別に憤りを示し、困難な時代にあってもその擁護のために尽力しました。



栗須七郎翁顕彰事業記念誌  
「水平道」抄より

# 同和問題解決に向けた国の政策

## ●同和対策審議会の設置

昭和36年に内閣総理大臣の諮問機関として「同和対策審議会」を設置しました。

この審議会は、昭和37年に全国的規模の実態調査を行い、それをもとに審議を重ね、昭和40年に「同和対策審議会答申」を政府に提出しました。

答申では

- ・同和問題は日本国憲法で保障された基本的人権に関する重大な問題である。
- ・同和問題の早急な解決は「国の責務」であり、同時に「国民的課題」である。

との認識に立ち、国に対し、幅広い分野における総合的な施策の実施を求めました。



# 同和問題解決に向けた取組（特別対策）

昭和44年には、「同和対策事業特別措置法」が施行され、**生活環境の改善・社会福祉の増進・産業の振興・教育の充実**などの取組が、法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間（昭和44年～平成14年3月）に渡り実施されました。

- ・ 昭和44年～昭和53年度「同和対策事業特別措置法（同対法）」
- ・ 昭和54年～昭和56年度 同法一部改正延長
- ・ 昭和57年～昭和61年度「地域改善対策特別措置法（地対法）」
- ・ 昭和62年～平成3年度 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」
- ・ 平成4年～平成8年度 同法一部改正延長
- ・ 平成8年「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本方向について」  
＜地域改善対策協議会意見具申＞

→ 同和問題は過去の問題ではなく、依然として重要な課題であるという認識を示し、この問題の解決に向けた今後の取組を、人権に関わる問題の解決につなげていくことを明示

- ・ 平成9年～平成13年度 地対財特法一部改正延長
- ・ 平成12年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

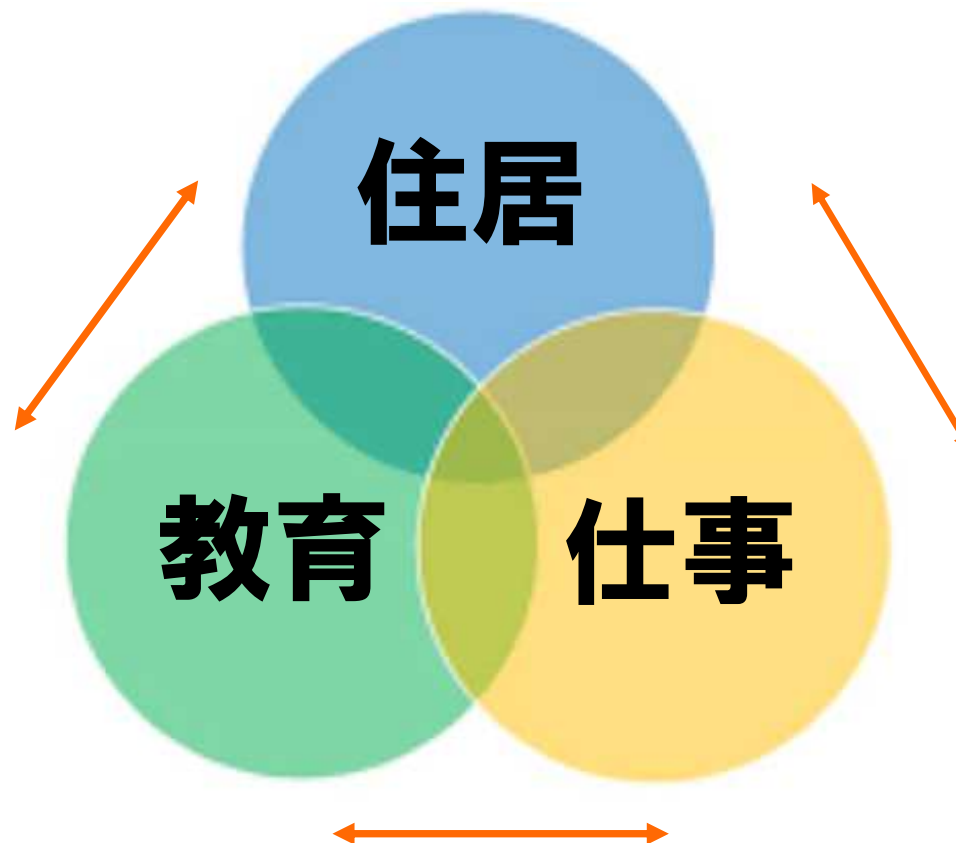
平成14年3月特別措置法の期限が切れ、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定



# 同和問題解決に向けた田辺市の取組

差別の苦しみ

- ①劣悪な住環境
- ②安定した仕事につけなかった
- ③十分な教育が受けられなかった



# 同和問題解決に向けた田辺市の取組

## ①住環境整備

地域住民と徹底した話し合いと市民合意を得ながら推進してきた結果、住宅や道路等の劣悪な状況は大きく改善されました。

## ②産業就労対策

地域住民の生活安定のため、共同作業場を整備し、就労機会の拡大に努め、格段に改善されました。

## ③福祉・教育

隣保館や児童館を中心に関係施設と連携した取組を行い、生活を取り巻く課題の解決と、教育の機会均等や基礎学力の向上等に大きな成果をあげてきました。

また、教育・啓発の分野では、学校教育はもとより社会教育においても、公民館や各種団体等を中心に人権学習を進め、人権意識の向上を図ってきました。

**3つの視点・・・地域住民主体 市民合意 全庁体制**

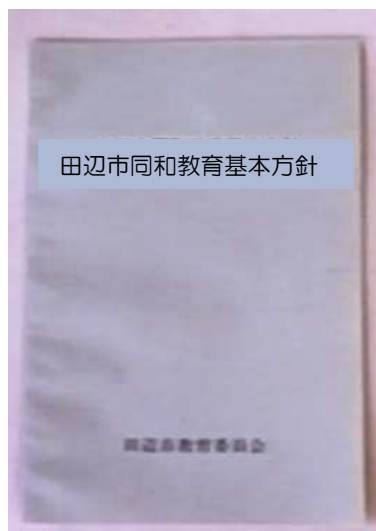
# 差別意識をなくすための教育活動

- 昭和42年「同和教育の基本的な考え方」（田辺市教育委員会）
- 昭和45年「同和教育地区懇談会」（田辺市教育委員会の主導で）  
※昭和50年度～昭和61年度までの12年間に延べ86,053人の市民が参加
- 昭和49年「田辺市同和対策委員会」設立
- 昭和53年「田辺市同和教育基本方針」の策定（田辺市教育委員会）
- 昭和62年「教育啓発のあり方について」を提起（田辺市同和対策委員会）
- 平成3年「同和問題に関する市民意識調査」（田辺市）
- 平成8年「人を大切にする教育の基本方針」策定（田辺市教育委員会）  
人権教育のための国連10年「田辺市人権教育・啓発基本計画」より抜粋

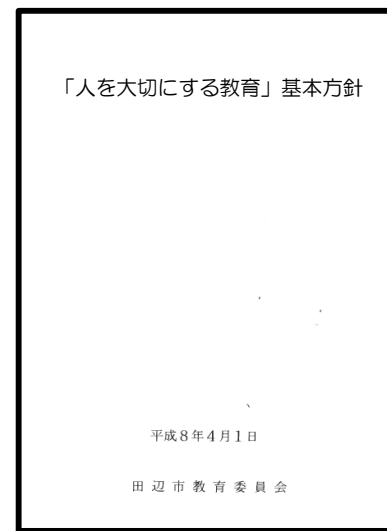
昭和  
45  
年



昭和  
53  
年



平成  
8  
年



# 「人を大切にする教育」の基本方針

平成17年10月1日制定（抜粋）

## 《目標》

部落問題の解決にむけてとりくんできたことをふまえ、わたしたちの人権認識を深めて、しあわせに生きることのできる社会をつくります。

- ① 家庭や地域、職場、団体など、わたしたちの日ごろの生活で人権が大切にされる社会をつくります。
- ② 障害のある人や高齢者、女性、そのほか社会的に弱い立場におかれてきた人たちが、予断や偏見で不当な扱いを受けない社会をつくります。
- ③ すべての子どもが健全に育つことのできる社会をつくります。

# 同和問題の残された課題の解決に向けて

同和問題解決に向けた特別対策は一定の成果を上げ、平成14年3月末の地対財特法の失効により、行政の取組は特別対策から一般対策へ移行しました。

しかし、**立法措置の期限が切れたことが、同和問題の解決を目指す取組の終了**を意味するのではなく、残された課題の解決は、今も全市民的な課題であります。

- 「田辺市人権施策基本方針」には、
    - ・ **同和問題は、過去の問題ではないということ**
    - ・ **同和行政は、人権行政の原点であり重要な柱の一つであること**
    - ・ **同和問題の解決に向けた取組は、人権に関わるあらゆる問題の解決につながっていく**
- ということを明記している。

## 【人権同心円】

人権という一つの円の中ではそれぞれがお互いにつながっている。

- ①同和問題（部落差別）
- ②女性の人権
- ③子どもの人権
- ④高齢者の人権
- ⑤障害のある人の人権
- ⑥外国人の人権
- ⑦感染症・難病の人の人権
- ⑧犯罪被害者等の人権
- ⑨刑を終えて出所した人の人権
- ⑩情報と人権
- ⑪災害と人権
- ⑫環境と人権
- ⑬性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権
- ⑭労働者の人権
- ⑮自殺・自死遺族
- ⑯生活困窮者の人権・ホームレスの人権
- ⑰人身取引（トラフィッキング）
- ⑱アイヌの人々の人権
- ⑲北朝鮮当局による人権侵害問題

一つの人権問題を正しく学ぶことは  
すべての人権問題の正しい理解につながっていく

## 持続可能な開発目標(SDGs)の理念と田辺市人権尊重のまちづくり条例

SDGsは、国連加盟国が2015年から2030年までの15年間に達成するために掲げた国際目標です。

17のゴール（目標）と、それらを達成するための169のターゲット（達成基準）で構成され、誰一人として取り残さない世界をめざしていますが、その根底にあるのが**人権**です。

17のゴール（目標）は、独立して存在しているのではなく、包括的なものとして捉える必要があり、それぞれの目標は、全ての人の人権を尊重することと密接に結びついています。

「**誰一人として取り残さない**」というSDGsの理念は、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるということであり、一つひとつのゴール（目標）を達成していくことは、本条例の目的である「**一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち**」の実現につながります。



外務省ホームページへリンク



# 人権課題の解決に大切なこと

- 差別をしない
- 差別をさせない
- 見てみぬふりをしない

「無知は偏見を生み、偏見は差別を生む」

**「正しく知ること」が大切です。  
そして、気づきを行動にできたら  
みんながしあわせに。**

# 人権文化が溢れるまちに

- すべての人が、かけがえのない個人として尊重されるまちに。
- 一人ひとりが、お互いの違いを認め合い、共に生きるまちに。
- 差別や暴力がなく、安心して暮らすことができるまちに。
- 心豊かで住みよいまちに。



ご清聴ありがとうございました。

